

第五十一回 参議院運輸委員會會議錄第二十八号

昭和四十一年六月九日(木曜日)
午前十時五十五分開会

委員の異動

六月八日

辞任

柳岡 秋夫君

補欠選任

中村 順造君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

江藤 智君

岡本 悟君

金丸 富夫君

岡 三郎君

吉田忠三郎君

委員

井野 碩哉君

木村 睦男君

源田 実君

平島 敏夫君

前田佳都男君

相澤 重明君

大倉 精一君

木村美智男君

浅井 亨君

岩間 正男君

田邊 國男君

中村 寅太君

佐竹 浩君

上林 英男君

福井 勇君

深草 克巳君

運輸大臣

大蔵省銀行局長

大蔵省銀行局保

險部長

運輸政務次官

運輸大臣官房長

運輸省自動車局
長 坪井 為次君

事務局側
常任委員会専門
員 吉田善次郎君

説明員

大蔵省銀行局保
險部保険第二課
長 田辺 博通君

本日の会議に付した案件

○自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(江藤智君) ただいまから運輸委員会を
開会いたします。

委員の異動について報告いたします。昨八日、
柳岡秋夫君が委員を辞任され、その補欠として中
村順造君が選任されました。

○委員長(江藤智君) 自動車損害賠償保障法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言願います。

○木村睦男君 本法律案につきましては、衆議院
で修正案が出されて、当委員会にかかったわ
けでございますが、先般谷口委員からその修正部
分を中心にして相当詳しく質問がございましたの
で、私はきわめて簡潔に、修正案にも関連をいた
しますが、今回のこの改正案は自動車損害賠償保
障法の根本に触れる問題もあると思われま

す。二、三お伺いしたいと思うのでございます。
質問をいたします前提として、数字について
ちょっと御答弁願いたいと思うのですが、これは
運輸省あるいは大蔵省どちらでもよろしいので
す。最も最近の年次におきますこの法律による
年間の保険料の収入は大体どのくらいあるのか、

それから支払われた保険金額はどれくらいあるの
かということをお伺いしたい。

○政府委員(上林英男君) これは昭和三十九年度
の資料でございますが、三十九年度におきまし
て、元受収入純保険料は五百五十四億千六百万
円でございます。それに対して支払い保険金
は、既払い、未払いを含めまして七十五億七千四
百万円でございます。もともとこの数字は、ただ
いま申しましたように純保険料でございますが、
この保険料によってカバリーをいたします期間はま
だ経過をいたしておらないわけでございます。し
たがいまして、これらの五百五十四億の中に占め
る経過の純保険料は二百二十四億ということに
ございます。

○岡三郎君 七十五億幾らだつて。

○政府委員(上林英男君) 七十五億七千四百万
円でございます。もともとこの数字は、昭和四十
年三月末現在におきます数字でございます。三十
九年度の収入が、先ほど申しました五百五十四億
でございます。それで、その三十九年度中、すな
わち四十年三月末までに受け取りました保険料に
対しまして、支払いました保険金額、未払いを含
めましたものが七十五億七千四百万円ございま
す。さらに申し上げておりますのは、五百五十四
億の純保険料が担保いたします期間は、大体保険
期間をいたしまして一年でございますが、これは
たとえて申しますと、四十年の三月中に契約いた
しましたものはそれから一年間の保険期間がある
わけでございますので、そういう未経過の保険部
分というものがこの五百五十四億の中に含まれて
おるわけでございます。これを先ほど申しました
数字から説明いたしますと、五百五十四億のうち
経過のもの、五百五十四億、したがって未
経過の部分は、五百五十四億から二百二十四億を
引きました三百三十億というものが今後の保険期

間の担保に充てられるものでございます。

○木村睦男君 要するに、こういうことなんで
しょうね。保険の契約は一年なり二年もの、いろ
ろあるわけですから、必ずしもこの収入がその年
間内の損害を担保するということではないんです
が、そういうふうな経過をたどって毎年毎年保険
収入があるわけで、その保険収入が、契約期間そ
の他あるいは担保する対象になる期間は別とい
たしまして、大体三十九年度の保険収入が五百五
十四億という数字であると思うんですが、これは三
十八年あるいは四十年、こういう毎年平均して
みて大体五百五十億前後という収入が毎年保険会
社に入ってくる。そうして、再保険六割をしてい
るわけですから、そのうち六割に相当する三百億余
りというものは国のほうに回る、それから支払わ
れる額が七十五億というお話でございますが、こ
れもこの支払う原因を与えた事故の起きた年は必
ずしもその年ではないと思うんですが、要するに
三十九年度に支払った額は七十五億、五百五十四
億の収入に対してその一割四分、一四〇〇くらい
が支払われておる、こういうふうな解釈をしてよろ
しいですか。

○政府委員(上林英男君) 説明が若干足らなかつ
たかと思ひますが、ただいま申し上げましたのは
ポリシー・イアー・ベースと申します実績を申
し上げたものでございます。と申しますのは、そ
の年度に契約いたしましたものがどういう経過で
払われておるか、ただいま申しました数字は三十
九年度中に契約をいたしましたものが三十九年度
中に七十五億払われた、こういう数字を御説明申
し上げたのでございます。ある年度に契約をいた
しました、その契約に基づきまして支払う保険金
と申しますのは、一つには先ほど御説明申し上げ
ましたように担保期間のズレによりまして支払い
金額が延びるという問題もございまして、査定あ

るいは入院等が長くなりましたことによりまして支払う保険金がおくれて支払われるという事実もございませう。過去の実績によりまして、おおむね三年間ぐらいい九五％が支払われる、あとの五％につきましてはいろいろの事情によりまして四年、五年目というところで支払われているというふうな実績になっております。したがって、ただいまおっしゃいましたように五百五十四億の純保険料を収入いたしました契約をいたしました、その契約の一年目の支払いは一四％である。おおむねこれが大体一四％ないし一五、六％程度がこれまでの実績でございませう。これが二年目になり、三年目になりますと、いま申しましたように九〇％程度払われておるといふ、こういうのが実績でございませう。

○木村睦男君 いまの御説明で大体わかりましたが、要するに初年度は収入に対して支払う額が一四、五％まあ次年度になるとだんだんパーセントがふえてくるというお話ではあります。したがって、おおむね毎年毎年同じ事情が繰り返されていくわけだから、いまの三十九年度の五百五十四億の収入に対する実際に支払われた七十五億というこの比率というものは、大体毎年この程度の一四％か二〇％程度で、収入の額と支払いの額というものはそういう比率をたどって毎年推移する、こういうふうに見られるんじゃないかと私は思うわけですね。

そこで、これは従来の再保険を全部認めておる保険収入、支払いの実態でございませうが、今回の改正案で原動機付自転車もこの強制保険の対象になったわけではございませう。しこうして、この原動機付自転車については、改正案によりまして、これは再保険をかけないということになっております。したがって、この原動機付自転車、今後実施されますこの強制保険については、この保険料による収入というものは全額保険会社の収入になると思われませんか、一体これを実施した場合の原動機付自転車のこの強制保険に

よる保険料の年間の総収入のお見込みは大体どのくらいと算定されておりますか。

○政府委員(上林英男君) ちょっといま正確な数字を調べておりますが、純保険料が大体原動機付自転車の場合千九百七十円でございまして、ただいま原付が全国で約六百万台ないし七百万台あると考へておりますが、問題は効率がどのくらいになるかという問題でございませうが、かりにこれが全部完全に捕提された場合には、千九百七十円の六百万台ということになりますと、約二百七十の六百万台でございませうから、百二十億程度になるかと思ひます。

○木村睦男君 そうすると、この原動機付自転車による年間算定されます保険料の収入の約百二十億というものは、再保険の対象になりませんので、これはすべて保険会社の収入になる、そういうふうな理解できるわけでありませう。ところで、自動車損害賠償保障法が昭和三十九年に初めて制定されましたときに、いろいろいきさつがありまして附帯決議でもつて、今後この保険制度というものは相互保険の方向に向かつて検討すべきであるという附帯決議もつておるわけでありませう。また、今回の改正案を見ましても、農協に責任共済を認めようというふうな改正も出ておるようなわけでございませうが、最初この法律ができたときとの附帯決議、それから今回のこの改正案の責任共済制度を認めよう、これには一連の考え方がその背後にある、こういうふうには私は考えられるのでございませう。それは何かといひますと、この法律によりまして保険というものは、法律によつて加入が強制されておる。つまり、保険会社のベースで言ひますと、宣伝費なりあるいは保険外交員というものを使わなくても、この法律による加入者は、法律でどうしても加入しなければならぬ。しかも、自動車の数は毎年二割前後の比率で今日まで伸びておる。そうすると、毎年毎年保険料収入というものは、黙つておつても二割ずつ自然増収をしていく。で、この金額というものは、昭和三十九年度のただいまの例によ

れば五百五十億、しかも五百五十億の収入でその年に払われる金額は幾らかといひますと、八十億足らずの金額である。十数％が支払われておる。そうすると、残りの五百億近い四百何十億という金はそっくりそのまゝこれが、保険会社でやるといふと保険会社の収入となつて、保険会社の事業のいろいろな方面に非常に大きな作用をしていく、こういうふうなことがあるものでございませう。したがつて、この法律が最初でございましたときに、こういうふうな法律で加入の強制されるような保険制度というものは、営利会社と言へば語弊があるかもしれませんが、要するに営利会社である保険会社にやらすというよりも、むしろ被害者の救済にさへ欠けるようなところがあれば、そのほうの手当が十分にできておるものであれば、むしろ相互保険であるいは今回のような責任共済、こういう思想でもつて、その利益が自動車の保有者に還元できるような方法でやるべきではないかといふことが最初の法律の附帯決議の趣旨でもあり、その一つのあらわれとしての今回の責任共済制度ではないかと私は考へるわけではございませう。なぜかならば、たとえば現在認められておる自家保障制度、これについて見ましても、たとえば百両、二百両なりりの車を持つておる会社が、自家保障制度を認められないといふことでは、当然保険会社に保険契約をしなければならぬ。そうすると、現在の自動車の保険料というものは二万円ないし三万円といふ金額でございませう。で、百両持つておれば結局二百万円、二百両持つておれば四百万円といふ金額になるわけではございませうが、この二百万円なり四百万円という金を正確な厳重な経理会計の監督のもとにその会社なら会社、その団体なら団体で保管をするという制度にしておくらば、その会社の車が起した事故に対する補償も十分できる。しかも、事故率の点から考へまして、支払われるのはそのうちの二割ないしは三割、そうしますといふと、八割前後の金額というものはそこでずっと保管をされる。そうしてその金は、この法律の施行規則等によりましてこの保管の方法等は

やかましく規定されておるようではございませう。で、その趣旨で保管はされ、それに手をつけるといふことはできないわけではございませうけれども、それが一つの見返りなり担保という力は持つわけではございませう。それでその会社は別の道で融資等にも非常に便があり、なおかつ自分の会社が事故をできるだけ起こさないようによれば、事故を起こしたところによる損害の上に、自家保障的に社内に積み立ててある金もできるだけ多くのパーセントがそのまゝ会社の財産として保管されるという、二通りの利点があるために、事故防止に対する熱の入れ方も進んでくる。保険会社に納めた金は返つてこない。こういう点で、事故防止という観点からも自家保障制度というものは一つの長所がある、こういうふうな考へられませんかといふと、今回のこの改正案の中に農協協同組合あるいはその連合会を指定をいたしました。この団体には責任共済を認めようといふ趣旨になつておりますが、この改正案の趣旨なり精神なりといふものを、いま私が申し上げましたような一つの考へ方に立つてこの改正案が出てきておるかどうかといふ点につきまして、提案者の田邊先生にまずお聞きしますと同時に、それに対する運輸省、それから大蔵省の考へ方をお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(田邊國男君) いまの木村委員の御質問でございませうが、私は理想の姿としては、やはり自家保障制度というものを将来拡大すべきである。そうして、相互保険にこの制度を、現在修正案として出しております農協共済のような形で拡大をしていくことが、やはり理想の姿ではないか。その意味におきまして、今回の修正案には出しておりませうけれども、将来の問題として、農協責任共済でこの自動車の保険の問題をやつてまいりまして、非常に農協共済の制度というものが、この自動車制度というものが円滑に行なわれるならば、将来こういう方向にこれをさらに拡大

米をきめぬといふは、伊阿全寄をきめてまいりたるのでございませう。

る、ここで。その答え方としては、特に発言を求

持ってきてやっておるわけですから、これは決して

い、運輸省といふよりもむしろ、むしろ西府として今日までこれがなぜ実現できなかったかというところ

に私は問題があると思うのです。たまたまその一つのあらわれが、今回のこの改正案に盛り込まれております責任共済の問題でございますが、この責任共済制度がいろいろ論議されました中におきまして、われわれのいろいろ聞いておりますところでは、自家保障制度といふ、あるいは責任共済制度といふ、保険といふものがあり方、これに非常に重大問題があるということが、こういう方向にいままで進まなかつた一つの大きな理由である。もう一つは、自家保障にしる、あるいは今回審議されます責任共済にしる、被害者の保護という立場においてあるいは欠けるところがあるかもしれない。この二つが、こういう決議の方向にいままで実現できなかった大きな理由のように実は聞いておるわけでございます。そこで、この二つの理由の中の、保険制度といふものに非常に影響がある、あるいは保険制度を乱すものである、極論すればですね、そういうふうな考え方が一つの大きな強い壁のようになっておるうちにわれわれも聞いておるのでございますが、その点につきましては保険部長にお伺いしたいのは、保険制度というもののからして、この自家保障制度あるいは責任共済制度といふものが保険理論からしてどうしていけないという納得のある説明をいままで聞いたことが実はないわけなんです。ただ問題がある問題があるというだけで、どの辺が問題であるというところについてもう少し詳細に、具体的に、ひとつ納得がいくような考えをお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(上林英男君) いろいろ御議論があらうかと思ひます。私どもが考えておりますことを申し上げますと、保険と申しますのは、御存じのように、偶然の事故に脅かされております多数の経済主体につきまして、大数の法則を適用いたしました確率計算に基づきまして、全体としての給付と反対給付の原則のもとに各経済主体が僅少の拠出額によりましてその不安を除去する、こういう制度でございます。したがって、いわば不特定多数の方々からの保険料を管理運用いたしまして、事故発生の際に確実に保険料の支払いをするという内容の、公共性の強い事業であるわけでございします。したがって、保険業法によつて免許事業にされておるわけであります。あたかも不特定多数の方々から預金を入れますと、それを管理運用して確実に返還をするという内容を内容といたします銀行業が免許事業になっているのと同様であると考えておるわけでございます。したがって、保険業法におきましては、保険事業といふものは、大蔵大臣の免許を受けた者、株式会社または相互会社のみができ、かつ他業を禁止するとか、あるいは約款、保険料率、責任準備金の積み立て、財産の運用というようなことについて厳重な規制を設けて、その契約者の保護をはかつていくわけでございます。したがって、このような保険事業といふものの範疇に属しますものにつきましては、やはり保険事業として適正な監督と規制というものが要すると私どもは考えておるわけでございます。

一方、共済事業につきましては、これは一定の地域なり職域団体に属する者の相互救済の制度でございします。したがって、もちろんその実態といふものは、共済事業の特定の紐帯によつて結びつきました制度でございしますから、それにふさわしい程度の監督なり規制なりというもので足りておるといふような制度になっておるわけでございします。

この自動車損害賠償責任制度につきましては、特に一般の被害者、第三者たる被害者の救済というところが本来の趣旨でございします。この制度が、いわば特定の紐帯といふものに結ばれたさういふ共済制度として、その運営なりあるいは実施に、何と申しますか、不特定多数を対象といたします保険事業の分野といふものとの間につきまして、同じような監督なり何なりが要するのではなからうか、こういう感じがいたしておるわけでございします。ひいては、この問題につきましては、共済と保険というものの分野といふものがいろいろかねてから議論があるわけでございますが、その問題

ともつながる大きな問題を持つておるわけでございします。

また、いま申し上げたようなことでございしますので、保険事業の経理といふことは確実にかつ厳正に行なわれなければならないわけでございします。そのような監督制度、あるいはそれに伴います料率の問題、あるいは保険の性質からして、できるだけ多数の大きな集団といふものが事故率その他のを安定いたしました保険事業の安定をはかるものでございしますから、これがいろいろと細分をされてまいりますと、いま申しました保険という制度から申しまして、安定性を欠いてまいり、したがって料率も非常に不安定になつてしまふというやうな、いろいろな問題があるわけでございします。

また、一方におきまして、自家保障制度といふものについてもただいま御議論がございましたけれども、この問題につきましても、行政官庁等でもいろいろ調査をいたしました結果、むしろ、これはその方向に進まないといふ結果、これをやめるべきではなからうかといふような勧告もされておるわけでございします。そういうような問題もあるわけでございします。そういういろいろな問題を十分研究をいたしまして考えてまいりたいというふうな考えでおるわけでございします。

○木村睦男君 この問題につきましては、議論をしていけば切りがないのですが、いま保険部長のお話の中で、もう一回だけお聞きしたい点が三點あるわけなんです。

それは、いまのお話の中で、保険事業というものは非常に公共性が高い、したがつて免許事業にしているんだという御説明、そのとおりだと思ひます。これは、その趣旨といふものは、やはり保険会社が一般国民に向かつて、民意の自由意思に訴えて、あなたのいろいろな損害を担保してあげますと、こんな安い料金で事故が起きたときにはこれだけの高い金を支払つてあげるんだから、お得だからお入りなさい、しかも、そのために会社も厳重な監督を受け、経理もしっかりと運営できるよ

うに監督を受けておりますからということでは、保険事業といふものが成り立つておると私は解しております、それなるがゆえに免許事業として国の強い監督を受けている事業であると思ひますのでございします。この自動車損害賠償の場合には、法律で加入を強制されておる。しかも、この法律で非常に厳重な規制を受けてこの保険といふものがいままで行なわれてきておるし、今後とも行なわれようとしておる。したがって、加入者が自分の、あるいは自分の関係者の起こした損害に対して、その損害を補償するということを担保することを法律で強制されておる一つの特異の制度でございします。したがつて、保険事業が免許事業になつておるからすべてこれは保険会社にやらせなさいかぬといふのは、ちよつと論理の飛躍が私はあると思ひます。その保険会社を利用する前に、加入者の利益の擁護のために免許事業になつておるものであつて、すべての保険あるいは共済的なものをこの保険会社を通じてやらなければならないという理論は、私は飛躍し過ぎておるのじゃないかという点が一點。

それからもう一點は、この自動車損害賠償は第三者の救済であるからということがあなたのいまの御説明の中にもありました。本来、保険会社の保険事業といふものが免許制であり、また国の監督を受けておるといふのは、従来の普通の一般の保険事業といふことが前提になつて保険会社というものが、免許事業になつておるのであつて、本法の保険の趣旨が第三者の救済になつておるから保険会社にやらせなさいかぬといふことは結びつかない説明になつておるやうに伺えるわけですが、その点をもう一度はっきりと御説明いたしたいと思います。

それからもう一つは、料率の点がお話にございましたが、料率その他のこともあるから保険会社でやらなければならないということになつておりますが、この自動車損害賠償保障法による保険の料率というものは、この法律でも厳重な規制を受けているという、他の面からの料率の構成について

の担保はこの法律でもされておるので、これは私は保険会社にやらせなさいかぬという強い理由にはならぬと思うのでありますが、以上三点についてもう一度御説明を願いたいと思います。

○政府委員(上林英男君) 第一点の、強制保険であるからその保険会社にやらなければいけないのだというところとお受け取りいただいたようでございます。要するに、強制保険であればあるだけに、基礎のしっかりしたしきりとした厳重な監督を受けましたものがこれを行ないますことがより適当であらうかという考え方でございます。この強制保険と同じような強制保険につきましても、たとえば原子力の強制保険、あるいは国内旅客船の場合におきます旅客につきましても強制保険が行なわれておりますけれども、これらも同じように保険会社がその責めを全うしておると私は考えておるわけでございます。

それから第二の第三者の被害救済というような意味も、同様にやはり、いわば共通の紐帯に結ばれましたものの以外の救済というのが本旨でございます。また関係もございまして、したがって、そういうような意味から申しますと、無色でございまして厳重な監督を受けておる保険会社というのがまずその責めに当たるにふさわしいのではなからうか、こういうことを申し上げたつもりでございます。

それから、第三点の料率の問題でございますが、もちろんおっしゃいますように、法律におきましてこういう適正な原価主義が規定をされておるわけでございます。したがって、その法律を守るべく十分な監督制度というものが必要であると私は考えておるわけでございます。その意味におきましても、保険会社はあくまでもその責めに任じ得るのだと私は考えておるわけでございます。し、なお、同時に、先ほども申し上げましたように、保険の性質から申しまして、大量であればあるほど事故率その他の効率が安定をいたすわけでございます。安定をし、保険料率も低下し得る、こういうことでございまして、む

しろ細分することによりましてそれらの安定が阻害されるということは保険事業としては避けるべきことであると、こういうふうに考えておるわけでございます。

○木村隆男君 いまちょうど銀行局長が見えましたので、もう一度ちょっと局長の御答弁を願いたいと思うのですが、私が先ほど来伺っておりますた点は、要するに、今回のこの自動車損害賠償保障法による強制保険、これを、担保力もあり、十分な組織も力もある、しかもこの法律あるいはこれに基づく政令その他で強い監督、規制を受けている団体、そういうものに、相互救済という意味で、自家保障制度あるいは今回改正案に出ております責任共済の制度、こういうものでまかなわすということが、被害者保護の立場という点からいえば、先ほども申し上げたようないろいろな被害者保護の担保のための監督制度ができておるのでまずだいいじょうぶであるという前提のもとに立つならば、自家保障あるいは責任共済というふうな制度を政府の強い監督のもとで認めていくということは当然あつてしかるべきじゃないか、まあこの議論は、いろいろ従来これについての議論が行なわれた中で、いやそうじゃないのだと、こういうものはすべて現在の保険会社、事業会社にやらせなければならぬと、それが乱れるのだ、保険制度の本質に抵触するんだというに近い議論で、ずっとこの制度が十年間もそのままだに、発展しないままになっておるようには私は受け取っておるわけでございまして、さてこれからどういふ点で保険制度に抵触するか、また保険の秩序を乱すかという点についての、われわれが納得できる説明がどうもされてないというところを、非常に遺憾とするわけでございまして。特に、一般の考え方からいいますと、保険会社というものは営利会社であるので、自分の企業努力によつて自分の会社の発展をはかるということが前提で、しかもそのために被害者に迷惑をかけるということのないようにきつい監督を受けておる免許事業でござい

は要らないのですね、強制ですから。したがって、保険といひましても、非常に独得な性格のものであらうと思うのです。特にねらいは、あくまでも被害者の救済保護ということが最初の目的であり、最終の目的であるというところに、これが強制保険になっておる大きな理由でございまして、その被害者の救済という観点に欠くところがあるならば、これは相互責任共済であらうと、自家保障であらうと、その方面で十分な監督のもとに発展していくことも、自然の勢いでもあるし、またそれでいいんじゃないか、こういうふうにか考へられるのでございまして、現実の自家保障あるいは今後やろうとする責任共済というものが被害者の保護に欠くるからだめだということだけが理由でこれを例外的なものとして認めるか、あるいは保険制度そのものの本質に触れるからあくまでも例外的なものとして考えざるを得ないというのであるか、また後者とすれば、もう少し突っ込んで、なぜそれじゃ保険制度に触れるかというところについて、いま保険部長にお伺いしたわけでございまして、もう一度簡単によろしいからひとつ御答弁願いたい。

○政府委員(佐竹浩君) たいへんおくれて参りまして失礼いたしました。

ただいまお尋ねの点でございしますけれども、先生おっしゃいますように、要はつまり、契約者保護において欠けるところがない、その経理なり何なりというものがきちつと行なわれまして、契約者保護において欠けるところがない、体制というものが整備されているということになれば、これは何も保険会社に限つた問題ではないと私は思うのです。ただ、現行制度でまいりますと、そういう意味において一番実は厳重な監督を受けておりますのは、御承知のように、保険業法というものに基いて大蔵大臣が厳重に監督をしておりますのはいわゆる保険会社でございまして、したがって、そういう意味で、従来、保険部長もそういう現在の制度を前提にして、一番監督規制が厳重に行なわれておるところでやるといふ趣旨で保

険会社というものを申し上げており、現にまた申しとおるわけでございしますが、その点は、衆議院におきまして議院修正を受けましたところのいわゆる責任共済、これについて実はいろいろ議論がございました。保険と共済の違いというふうな、いろいろ学者の間でもこのことはなかなか割り切れてない実は問題でございまして。しかしながら、もしその共済というものの実態が非常に充実してまいりまして、要するに大蔵大臣の監督規制を受けておる保険の経営というものと遜色がないんだというところになつてくれば、これをあえて拒否する理由は実はない。したがって、議院修正をいたしたとき、政府当局としては、それに対して、これは予算上特に支障はないというお答えを実はしてまいつておるわけであります。まあ要は、今日の農業共済制度もかなり充実してまいりました。しかし、まだやはりいろいろやつていまだかなければならぬ面があると思ひます。そういう意味で、今回は、いままでは大蔵大臣が実は関与していなかったものでありますが、そこはひとつ大蔵大臣も関与をいたしまして、十分りつぱなものになつていただくようにしていきたい、こういうふうには実は考えておるわけでございまして。そのほかいろいろあるではないかというお話もございしますが、現行法の法制上、制度上、共済事業についてのきちつとした法的根拠を持つておるものというところになれば、これはやはり非常に限られておるの、先生方御承知のとおりでございします。そういうきつと明瞭な根拠を持つたところにはまあ衆議院においても限定をしてくださつておるわけでございします。そういう意味で、私どもとしては今後とも十分万全を期してまいりたい、かように思ひます。

○相澤重明君 銀行局長は、いま保険の定義なり共済の定義について少し触れて、いまの保険業法に抵触するのは何かという面を述べようとしたけれども、私は保険業法そのものは、昔から今日まで、つくったときから、初めから終わりまでそのままでいいというのじゃなく、その時代時代に

酒ったやはり改正をすべきものは改正をしていくということなんです。かつて池田さんが通産大臣のときに、京浜第二国道で砂利トラが火薬のトラックに衝突をして、そうしてついにその砂利トラのトラックはなくなつたし、人間もこつぱみじんになつてしまつたときに、私は本院の本会議で、一体どうするのだこれは、自動車運転してあるほうは人間も自動車もなくなつちやうた、しかも保険もかかつていない。火薬会社のほうは、やはり一応は正規の形でできているのだけれども、とにかくそれもえらい損害だ。つじつまをずっと追つていけば、通産省の監督官の数が少なかつた実際にそこまで火薬等の取り締まりが十分できていなかった。したがって、これはもう早急にやりました。それからそういういわゆる国民の被害を受けた者については、保険等によつて当面何とかやりましょう。しかし、これは根本的に言へば、国民の生命財産を守るのにはやはり国の責任である。だからそのときに私は、国家賠償法という民法の精神が今日の時代にふさわしくない、こゝまで言及をして、参議院ではいふん、国家賠償法そのものについても、今日の時代においては改正しなければいけぬやないか、検討をすべきだということを、当時通産大臣の池田さんに言つてゐるのです。総理大臣になつてからも、なくなる前に本院の私の質問に対して答へてゐるのです。つまり、社会保障全体が完備することが望ましい、しかしなかなか国の予算全体で見てもわけにいかないから、いわゆる保険事業というものも必要なんだ、しかし、この火薬あるいは砂利トラのこの事態を見れば、全くこれは監督上政府として申しわけないから、当面火薬の問題についてもそういう取り扱いに嚴重に注意すると同時に、保険事業も伸ばしていこう、そうしていわゆる国民の被害者を救済をするということを言つたわけなんです。これはまだそう遠くない話なんです。池田さんがなくなつたといえども、そう遠くない話です。そこで、その以前から、先ほども木村君や吉田君が言つてゐる通りに、この自動車の保険

の問題については議論をされてゐるのです。そのことが、なぜいわゆる保険の問題について一番監督官庁である大蔵省がもっと進歩的にならぬのか、新しい時代にふさわしい保険というものをつくつていくことができないのか。私は、学者の議論、学者の議論と言つても、学者というものは法律をつくつたものを議論するのです。法律はやはり官僚や国会が一生懸命やらなければならぬものじゃない。国会がつくるのだよ。法律は。そういうことからいけば、われわれ反省すべき点もあるけれども、役人自身がもつと一生懸命やらなくちゃ、いつまでたつてもよくならない。そういう意味からいって、さつき保険部長の話を聞いておつて、さか立ちしてないか。十年前のこと、いまでも同じようなことをばかの一つ覚えみたいなことを言つたつて、話にならぬ。そこで、銀行局長きたら銀行局長をとつちめなければならぬというのがわれわれの意見だ、ほんとうに。そこで私は、社会保障をこれはもうこの国でも政策的に進めていくのは近代国家です。これは未開の国家ならいざ知らず、近代国家としては社会保障を進めていくのはあたりまえ。これはいくら言つたつて際限があるから、特に私決算で十年もやつてゐるから、国のこともよくわかるし、そういう面では保険というものもわかるわけだ。改善の策として共済のこともわかるわけだ。わかるけれども、そういうことをいつまでも言つておつたらだめだ、これは直らない。そこで、吉田委員や木村委員もいま言うように、私は、この段階に來て一歩進むべきだと思ふ。議論があるなら議論をしてもらつてけつこうだ。けつこうだけれども、やはりよいほうに、近代社会における保険事業はかくあるべしという、そういう方針をひとつ出していくのが、私は、大蔵省の——特に監督官庁である大蔵省の責任ではないかと思ふ。仕事をやらなければ、役人はそれは確かに楽かもしれないよ。事実、法律をそのまま読んで、こうせよと言つて監督していれば、それでいいかもしれないけれども、そうではない。やつぱり新しい社会に

おける仕事を私どもはやつていくべきだと思ふのだが、そういうことについてやる気があるかないか。これは銀行局長から答弁を……。

○政府委員(佐竹浩君) 相澤先生の御指摘、実は一々ごもつとも思つて押さへたわけでありますが、確かに、この保険業法というものをひたひたにつくつてしまつたら、そういうものは永久の制度だということ、その制度の上にあぐらをかいておるということは、これはもう許さるべきではないと思ひます。したがうして、やはり社会的な実態というものは次々と出てまいります。現に農業保険のごとき、これはかつては実際それほどではなかつた。ところが、実際、だんだんにそういう話が始まつてみまふと、今日ではもういわけ動かしがたい社会的な事実として厳として存するわけでございます。だから、そういうものを無視することはできない。これはもうおっしゃるとおりだと思ふのです。ですから、そういう意味で、要は、どうやつて個人の財産なり生命なりというものを保全する措置をとつていくか。それには、いま先生のおっしゃるような、場合によつては国家保障という制度も考えなければならぬと思ひます。同時に、いまの保険という一つの原理に従つて、あるいは共済という原則のつとつてやつていく。つまり、そこは一種の自己防衛的なものかと思ひますけれども、そういう国民の中における自己防衛手段というものを一そう完べきなものにするには、一体どうすればいいか。こういう面では、私も、何もこの保険会社のことだけ考へておればいいというものではないと思つております。決して、われわれが保険会社の利益代弁者でもなければ、そんなものではない。むしろ、どうやつたらほんとうにそういう意味の保険制度なり何なりというものが完べきものができるかといふことを、私どもはやはり日夜考へていかなければならぬというふうに思ひます。そういう意味で、まあわれわれの努力がどうも足らないので、いまのようなおしかりを受けておるわけでございますけれども、先生の御指摘は

重々よくわかりますので、今後とも前向きで十分ひとつ検討してまいりたい、こういうふうに考へます。

○木村陸男君 先ほどの銀行局長の御説明で、言わんとしておられることもよくわかるのですが、要するに、局長の御意見によると、これが強制保険という精神から見て、何も保険会社で全部やらなければいけぬということに固執してゐるわけじゃない、基盤が強固であり、被害者の救済に十分補償のできるような責任のある団体であるならば、今回の改正に盛り込まれるような精神——共済あるいはすでに法律にも組まれておるところの自家保障制度、こういうものも認めていく。また、これらに対する大蔵大臣の監督も、そういう団体の内容いかんによつて、監督が必要である場合もあれば、監督しなくても十分やつていくだけのものであれば、それもよろしいというふうな方向に考へていくというふうに私は解釈し、受け取つたわけでございますが、もう一度その点を確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(佐竹浩君) 重ねて申し上げます、私は結局、つまり、だれがそういう仕事を扱うかということ、それは本質的な問題じゃないということ、それは衆議院でも申したわけなんです。一体何が大事かといへば、やはり、ここで自動車の損害賠償責任保険制度というものが現にございまして、そういう法に定められたところの制度というものを、目的なり効果なりというものが一番完べきに發揮されて、理想的にそれが運営されていくということが、これがわれわれとして一番ねらうべきところではないか。そういう観点に立つてものをながめまして、そこで、それに即してふさわしくいけるということであるならば、私は必ずしもそれは保険会社だけにこだわることはないといふことを実は申し上げておるわけでございます。そういう大きな観点から見た場合に、それでは何でもかんでもいいかといふことになる、私は必ずしもそうではないと思ひます。ですから、そういう観点から見ますと、いろいろ問題がまだご

ざいます。ですから、そういう意味で、問題があるところはやはり考えていかなければなりませんし、決してそういう何というか型にはまった保険会社だけしか資格がないのだという意味で私は考えているわけじゃない。ただ、あくまでそういう法の完全な実施というところをこにしまして全体を見てまいりたい、こういう趣旨でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

○木村睦男君 私、考え方としては、お話の点はわかるわけですが、世間でよく言われているのは、この強制保険は強制であり、被害者の救済であるから、むしろ、国がやるべきであるというふうな議論すら行なわれておる。これをあげて保険会社にやらすということは、国民感情としてもちょっとおかしい。というのは、保険会社がふところ手をしておつて毎年五百五十億——二割くらいずつ車がふえますし、それから加入率もステッカー制度をつくつてからは九三%になつておるので、五百億か六百億どんどん入つていくというところに、非常に何といひますか、割り切れないものを感じておることも事実でございます。したがつて、そういう点を十分勘案されて、この強制保険のやり方につきましては、自家保障なり責任共済というものももちろん、被害者の救済については十分な配慮と法的な措置が必要でございます。また現在でもそれはできておると思ひますが、さらに一そうこれを強化して、その方向で、いまお話しのような柔軟性を持った考え方の方今後向かつていただきたいということを私は要望するわけですが。

時間がございませんで、最後に一つだけ、事務的なこととありますが、いままでいろいろの問題について議論された中に、この保険の保険料を幾らにするかという、料率をどうきめるかという問題につきましては、料率算定団体法というものがあつて、そこで料率をきめる団体が設けられるわけでございます。それから、受けた損害、起きた事故に対しては、損害額が幾ばくであるかということについても、この自動車損害賠償

保障法による損害額の査定につきましての査定の機関をつくつてやる。これが自家保障の場合にはえてして批判の議論となつておるのは、自家保障の場合に、損害額の査定もその会社がやるのだ、つまり加害者側に立つほうで損害額の査定をやるから公正でない、そういう議論も行なわれておるわけでございます。これについて、損害額の査定について、自家保障の場合には、全く加害者側に立つところの会社に損害額の査定を完全に自由放任でまかしておるかどうかという点を一点、これは自動車局長にお尋ねしておきます。

それから、これを保険会社に扱ふ場合には、やはり損害額の査定の機関を設けておやりになると思ふのでございますが、保険会社の場合には、保険会社も加害者という立場ではないけれども、支払う側のほう、要するにお金を出さなければならぬ立場にある者でございますから、損害額につきましても、できるだけ少額であつたほうがいいと思ふことは、これは企業として当然のことだらうと思ふのです。この損害額査定の機関というものがどういふふうになつており、もしそれに損害額を査定する機関なり事務所というふうなものがあるとすれば、その構成員はどういう立場の人になつておるかということ、大蔵省側にお聞きしたいのでございます。

○政府委員(坪井為次君) 自家保障車の損害賠償の金額でございますが、これにつきましては、昭和三十九年二月に保険金額が大幅に引き上げられると同時に、保険金支払いのための査定基準も約三倍に大幅に引き上げられたわけでございます。それ以前は、自家保障車の賠償額は、保険の場合に比較して問題なく高かつたのでありますが、前記の査定基準の引き上げがきつて大幅でありましたために、保険金を下回る事例が散見されましたので、当省では、これを重視しまして、強力に行政指導しまして、保険金と同額あるいはそれ以上の支払いをするように全部通達を出しまして、しかもその実績については一々報告を徴して監督をしております。したがいまして、現在では、自家

保障車のこの損害賠償額が保険金の場合を下回るというような事例はほとんどないと思つております。

○政府委員(上林英男君) 自賠責によりする査定事務所は、御存じのとおり、自動車保険料率算定会の下部機構といたしまして、全国に六十五カ所の査定事務所が設けられております。それに勤務いたしております職員は四百七十八人程度でございます。これが統一した査定基準によりまして査定をいたしておるわけでございますが、これに被害者の救済にこたへないよう、厳重な監督のもとに査定を行なつておる。ちなみに申し上げますと、たとえば、たゞいまの法制度によりまして、人が死亡いたしました場合には百万円が限度でございますが、現在一人が自動車事故によつて死亡いたしましたときの支払い金額の平均は百万二千円程度になつておると、こう思つております。その百万幾らと申しますのは、死亡に至りますまでの治療に必要とする経費が入つていたためでございます。これでおわかりいただけますように、大部分のものは限度に達しておる。ただ過失相殺の規定の適用があります場合におきましても、八〇%を限度に過失相殺を行ない、かつそれ、個々の査定事務所にかかせないで、本部におきまして統制をしておるというふうな、慎重な配慮をいたしておるつもりでございます。

○木村睦男君 たゞいまの損害額の査定をいたします算定会、これは損害額の査定ですから、保険会社のサイドにも立たない、また被害者の立場にも立たない、純粋中立的な人で構成されること、私は最も公正を期するゆゑんだと思ひますけれども、この算定会の会長以下、何というのですか、委員というのですか、それはどういふ方々で構成されておりますか、それをちょっとお聞きしたい。

○政府委員(上林英男君) 算定会の理事は、関係の保険会社及び学識経験者をもって構成をいたしております。たゞいま理事長は興亜火災の社長の山縣勝見さんでございます。

○木村睦男君 この算定会は、理事長一人ですか。何か委員というのか、理事というのか、おられるのじゃないですか。それらの人、名前はいいですが、保険会社に関連のある人がどのくらいで、学識経験者が何名くらいということ、できれば名前をあげていただきたい。

○政府委員(上林英男君) たゞいま委員、理事の名簿を持っておりますが、先ほど申し上げましたように、関係保険会社の役員または学識経験者のおおの半々ぐらいたつたと記憶いたしております。たとえば公益委員の中には、慶応の園教授とか、東大の今野先生とか、あるいは前に大蔵次官をいたしておりました石野などが入つておるわけでございます。

○委員(江藤智君) それでは、これはいま資料がないので、簡単にですから午後委員会にでも資料を出してください。

○木村睦男君 あとで質問をする関係で、先ほど自民党の木村委員の質問の中で答へられた点がちょっとあまいなものですから、資料を提示いたしたいと思ふのですが、それは、要するに三十九年度のいわゆる保険料収入と支払った保険金額の話だけを聞いたのでは全部をつかめないわけですが、そこで、この自賠法発効以来の歴年度をあげてもらわなければ、いわゆる木村委員はかなり善意に解釈をして、ああいうふうに言われましたけれども、しかしそうだとすれば、それは保険部長が言われるように、赤字になつたからしたがって保険料率を三倍にしたとかいふような話と、この先ほどの報告というものは、数字的に納得のいく姿になつていないので、これはどうも理解できぬから、この本法施行以来どういふふうな保険料収入がなつておつて、歴年払った保険金額が幾らになつておるかという関係を資料としてひとつ出していただきたい。

○岩間正男君 この保険料算定の委員会の資料が要求されたのですが、いままでに保険料が引き上げられたり、変わったわけでしょう。その経過がわかるでしょう。それから算定を数字的にもう

少し明らかにしていただきたい。ここに出てい
すけれども、算定のしかたの原則だけは書いてあ
るのが資料として出ていますが、数字的にあて
ていただきたい。どういう基礎によってこれらの保
険料が決定されたか。それは、われわれがそのの
ところから検討しなければ、原則だけでは話にな
らぬ。それを付加して出してもらいたい。

○委員長（江藤智君）　これは至急出るでしょう。

てそれから、できれば午後にも出してくだされうか、というお伺いしたい。○岡三郎君　いま木村美智男君の言ったので大体いいと思つてゐるのですが、赤字のときに料金を上げましたね。料金をどういうふうに上げたか、その資料を出してもらいたいのですが、いま自賠法に基づいていゆる保険会社はずいぶんあると思うのですが、大体どのくらいもうかつた金が残つてゐるのですか。そうして、いま交通戦争と言われている中で、自賠法に基づいて損害賠償しているけれども、アフターケアというか、けがをして、あとで障害が起つたのが一ぱいゐるわけで、これは国がやれと言つてゐるけれども、まあ金が残つてればそういう施設なんか当然見合う金を出すべきだとわれわれは思ふんですよ、本来。本来はこういうものでもうけるっていう精神はたいへんなことなんでね。みんな殺されたり大けがをして、心身障害を起こしてゐるのが一ぱいある。それに保険会社だけがぬくぬくもうけてゐるという点では、これは世間ていからいっても悪い。そういう点で、そういうことについていままでもそういうような考え方のもとにやつたことがあるのかどうか、そういう療養施設とか、そういうものについてどう思つてゐるのか、考えてゐるのか、その点ちよつとお伺いしたい。

○政府委員（上林英男君） 御存じのように、この自賠責の保険料率は、ノーロス・ノーペイの精神によつて保険料率をきめるわけでございます。したがひまして、長い目で見ますと損もしないがもうけもしないという原則のはつきりうたわれております。ただ、現実の推移といたしましては、赤字を出すこともございますし、黒字を出すことも

ございます。現に、先ほど申し上げましたように、発足当時から三十五年までの契約分につきましてはずっと赤字でございました。そういうことで、保険料率の改定をいたしたこともありましたが、また一方におきまして事故率も低下してまいりました。最近におきましては若干の黒字が見込まれる。したがって、黒字部分を財源といたしまして、保険料率を上げないで保険金を上げる、こういうことを考えておるわけでございます。したがって、この保険料におきましては時期的なスレはございますけれども、これによって保険会社がもうけるということは考えておりませんし、実施もいたしておらないわけでございます。それから、その間におきます資金の運用の問題につきましては、これは保険会社の財産運用の一環といたしまして、安全にして確実な運用をはかっておるわけでございますが、御趣旨のような点もございまして、たとえば交通事故の防止のための信号などをつくりするために地方公共団体の地方債を引き受けましたり、そういういろいろないろのことをやっておるわけでございます。

したがしまして、その赤字を償却し、赤字をとんとんにいたしますために、三十九年の二月に保険料を改定をいたしました。それと同時に、一方におきまして事故率が減つてきておりますのを最近発見をいたしましたわけでございます。その事故率から推定をいたしますと、もちろん、先ほど申しましたように、今後の保険事故というものは今後の成果を待たないとわからないわけでございしますが、いままで得ましたいろいろの数字を用ひまして、ただいまの料率ではどうなるかということとを計算をし直したわけでございます。それによりますと、現在の事故率によりますれば、おおむね現在の保険料率の七七七程度でまかなえるであらうという推定が立ったわけでございます。この残りまたは二十数%を、保険料率を下げるというやり方もございますし、あるいは保険料率をそのまままで保険金額を上げるといふやり方もございますが、ただいまの現状にかんがみまして、保険料率を下げるというよりも、保険金額を上げるということによつて被害者の救済の万全を期したたという、こういう考え方に立ちまして、いま見込まれ

○岡三郎君　そうするというと、現状においてはもうかつておらぬということですね。つまり、もうかつてはならぬという趣旨によつて、もうかつては

ます余裕につきましては、これを保険金額の上昇に充てたいというふうに考えているのでございます。

おらぬ。——もうかつておらなきや、そんなことできやしないじゃないか。三十五年までは赤字だけれども、それから黒字になってきたと、掛け金が多くなつて。だから、いまようやく百五十万にするとつておるが、その百五十万にするとつてとまた赤字になるつていうことですか、どういふことなんです。さっきの数字からいふと、そうは思えないんだよ。

○吉田忠三郎君 関連。岡発言についての答弁では、どうもまだこの問題について、大蔵省の内部でどうこうしようなんていう具体的なものがないというふうに聞こえるのです。しかも、いま君の答弁では、非常に事故率が減ってきている、こう申されているのですが、事故率は全般的な趨勢というものは減っていないのですよ。事故率はだんだんふえているのだけれども、それにより上回って

○政府委員（上林英男君） この保険料は、いま申しましたように、長期的には収支とんとんという計算を常に頭に置いて計算をしているわけでございます。先ほども申しましたことを繰り返すわけでございますが、当初は、その見込みに違いまして事故率等が多かったわけでございまするので、赤字にならざるを得なかったわけでございます。

となんでしょ。ですから、事故率が減ってきたからかくかくしかじか、保険の関係がこうだというふうに見ることが間違いです。それ以上に車の数がふえてきた。だから、それとの比較の中では君

の言つたようになる、計数的に見れば。このところ間違えないようにしてもらわなければならぬ。

それから、もうけもなければ損もないのである、つまりとんとんだ——これは衆議院の段階でも答弁していますよ、そういうことを。しかし、先ほど衆議院で説明された、たとえば三十九年から四十年の三月だけ見ますと、収入と支払われたものを単純に差し引いて、もうかっていることは事実です。もうかってないということは言えないのです。だから、これはわれわれ午後の委員会でも全部そういうことを洗いざらい出てきてから検討して、再度の質問を私しますけれども、そのことと別に、関係あるから伺っておきますが、三十年の当時に附帯決議でやはりこのことについてはう

たっているのです。どういうことをうたっているかというところ、「収受した保険料総額から、支払った保険総額と、附加保険料総額との合算額を控除し、なお相当の残額あるときは、これを一定の比率に保険契約者に割り戻す」が如き方法を考慮しなさい、これが、岡先生が、具体的に割り戻すのか、あるいはそうでない施設にやるのかというふうなことをおっしゃっている、それと共通している点が言われているのです。ところが、これに對し

て、いまの通産大臣、時の運輸大臣三木さんが明確にやはり答えていますよ、ここで。第三の保険金の払い戻しの点につきましては、報償制とも関連して、具体的な方法を検討します、こう答えている。十年たつて、具体的な方法が検討されていなければならぬ。いまあなたの答えでは、そういうものがないように思うが、もしあるとすれ

ば、午後でけっこうですから、こういう具体的な方法を考えていますということを答えてもらいたいと思います。

○委員長（江藤智君） 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長（江藤智君） 速記つけて。

午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時四十九分開会

○委員長(江藤智君) ただいまから運輸委員会を再開いたします。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

○委員長(江藤智君) 速記をつけて。

事といしましては西村金蔵氏、これは東亜火災の社長でございます。それと公認会計士の渡辺正夫氏が監事になっておられます。第一表は以上でございます。

なお、先ほどの算定会の理事に園先生とそれから石野氏が理事であるとお答え申し上げましたが、実は損害保険料率のほうには、前の火災保険料率なんかをやっております算定会がございまして、そちらのほうの理事の顔ぶれと勘違いをいたしまして間違つた御答弁をいたしましたので、その点おわびいたしますと同時に、この表のよう御訂正して御了解をお願いしたいと思います。

それから第二表は、年度別の、制度発足以来の収入純保険料と支払い保険金の収支実績の一覧表でございます。この表は、左の欄に元受け収入純保険料とございまして、右の欄に支払い保険金を計上しておりますが、この支払い保険金は左のそれぞれの契約年度の収入に應ずる支払いでございます。これは先ほど、ポリシー・イヤー・ベース、こういうふうい表現して申し上げましたが、現在までのと申しますか、四十年三月三十一日末までの数字が確定いたしました最も新しい数字でございますので出しておりますが、三十七年度までで一応締め切ります。そうしますと、三十七年度までの元受け収入純保険料は三百九十九億六千八百何と、こうなります。それに対して支払い保険金は四百三十六億二千八百何とございまして、収支残、左の保険料から右の保険金を引きましたものが三十六億何とという数字になるわけでございます。これは衆議院に提出いたしました資料そのままでございます。

なお、これに補足して御説明いたしますと、三十八年度、九年度の収入保険料、支払い保険金があるわけでございますが、三十七年度までのこの数字が現在つかみ得るところではまず正しい数字と申しますか——ということではこの間だけをつかまえておるわけでございます。と申しますのは、この保険は、たとえば三十八年度、三十九年度に契約をいたしまして収入が上がりまして、

〔委員長退席、理事金丸富夫君着席〕

その収入によつてカバーされます保険期間は三十九年度以降に続くものがございまして、それからさらに、保険期間がたとえ切れましても、賠償責任保険の性質をいたしまして、治療に相当長期間を要する——これは重傷になるほどその期間が長いのでございまして、したがって、この収入をいたしましてから保険金を支払うまでの期間が相当長引く、いまでの統計的な感覚から申しますと、まずこの収入がありまして初年度には大体一五、六%しか支払いが行なわれていない、それから二年度には五九%から六〇%程度の支払いがある、二年度目までで大体七五%、三年度目までで九五%の支払いがある、あとの五%相当額は第四年度、第五年度になりまして初めて完結をいたす、こういう傾向がございまして、したがって、三十七年度の数字が大体この支払い保険金は九五%をカバーしておるものである、こういうふうい考えられるわけでありまして、三十八年度、三十九年度の数字は、掲げましても保険の成績をはつきりと示すものではありませんが、一応省略させていただきます。

それから、その次の表を御説明させていただきます。これは保険料の引き上げの推移を示したものでございまして、三十年の十二月にこの法律は施行になったわけでございます。その当時の保険金額は、死亡三十万円、傷害は十万円と三万円、こういうふうい制度で発足したわけでありまして、その後の引き上げの推移を書いておきます。まず三十四年八月には、純保険料の赤字を償却すべく、純保険料部分だけを四一・四%に引き上げをいたしました。あとは据え置きでございます。それから三十五年九月には、死亡保険金を五十万円に引き上げました。それに伴いまして純保険料を一五八・八%に相当するように上げたわけでございます。それから三十七年八月には、保険金額は据え置かれておりましたが、付加保険料率をこのとき初めて改定をいたしました。したがって、

て、純保険料は据え置きでございますが、社費及び代理店手数料がごらんのとおりの数字のように引き上げられたわけでありまして、それからさらに、先般三十九年の二月に、保険金額を、死亡は百万円、傷害は三十万円を限度とし、いままでの重傷傷による区分を問わず、傷害の程度に応じまして後遺障害につきまして五万から百万円という現行の制度に改められたわけでありまして、このときに、この保険金の引き上げに伴う分と、さらに従来の赤字を償却する分と合わせて、純保険料にいたしまして五二・九%に相当するような引き上げが行なわれたわけでありまして、その当時は付加保険料は据え置かれておりました。これが現在に至るまでの保険料の推移でございます。

それからその次の表は、今般保険料を据え置きまして、保険金額を、死亡は百万円から百五十万円に引き上げ、傷害も限度を三十万から五十万円に上げる、こういったことを考えておるわけでありまして、その基礎資料と申しますか、保険料率を据え置きでそういうことができるという計算をした経緯を簡単に書いたものでございまして、一応読み上げさせていただきます。

まず、現行保険料率の検討をいたしました。三十八年度契約以降の成績は未確定要素が甚だ多く、保険収支の現況から三十九年二月改定後の純保険料率の再検討をすることは不可能である。そこで現行料率の計算の基礎に遡って、その後の事故率、物価等の推移を加味して検討することとしたわけでありまして、三十九年二月に改定をいたしましたときの基礎になりましたのが、三十五年度契約の実績をもとにしておりますので、その三十五年度契約の実績がその後の事故率の推移、物価等から考えてどうであるかということを検討したわけでありまして、

まず第一に、現行料率は三十五年度契約の保険事故率を基としていますが、警察庁統計による事故率は、その後——三十六年の警察庁統計を一〇〇%といたしまして、死亡は六五・八%、傷害は七九・五%と低下をしている。これは、先ほど御質

間がありました、事故率はふえているんだけれども車がふえているからその損害率が減っているんだ、こういう御質問でございますが、私も事故率と申しておりますのは、車両数で事故数を割ったものを申しておりますので、つまり事故の絶対数はふえてはおりますけれども車両数が非常に伸びているために事故率といたしましてはこのような数字になっている、こういう次第でございます。

それから第二に、現行料率の基礎となった一件当たり支払い保険金、これは一応死亡は百二万一千八百円と見込んでおります。また傷害は平均十五万二千六百円と見込んでおいたのであります。新契約による支払いの実績——新契約と申しますのは三十九年二月改定後の契約でございますが、それによりましてこの支払いの実績及び治療費、休業補償費等の変動を加味して推計をいたしますと、四十一年度の契約につきましては、死亡は百二万二千五百七十八円、傷害は十六万三千七百八十三円となる、こういう推計ができたわけでありまして、したがって、以上の事故率にこの単価を掛け合わせますと全体の支払いの推定が出るわけでありまして。

以上の事故率の減少、支払い単価の修正により現行料率を再検討すると、四十一年度契約については、純保険料率を現行の七七・三五％とすることができ、こういう結論に達したわけでありまして、それから同時に、付加保険料の検討をいたしました。現行付加保険料は、三十七年八月の改定以来据え置きとなっており、人件費、物価のその後の上昇に比し実情を無視した形であるので改正の必要がある。

まず第一は、社費でございます。保険会社の内部的な経費でございます。保険会社の自賠責関係経費については、人件費については四十年度給与改定後の公務員ベースに引き直し、物件費については諸物価の上昇を加味して四十一年度の契約ベースに修正をするとともに、効率化の要素等も考慮いたしまして、全車種平均一件当たり五百三十二円とする、こういう結論を得たわけでございます。

ます。ちなみに、現行の全車種の一件当たりは四百五十三円でございますので、一七・四％のアップ率になる、こういうことでございます。

第二は、代理店手数料でございますが、代理店手数料についても同様に、人件費、物件費の修正を行ない、かつ減価償却等の要素を新たに勘案して計算した結果、各車種一律一件当たり二百円とするのが妥当である、こういう審議会の結論になったわけでありまして。

〔理事金丸富夫君退席、委員長着席〕
ちなみに、現行の平均代理店手数料は百七円でございますので、それに対しますと八六・九％のアップになる、こういうわけでございます。

そこで第三番目に保険金額の引き上げの率を計算するわけでありまして、付加保険料を改定し営業保険料を据え置くこととすれば、付加保険料の引き上げ額が純保険料に食い込むこととなるので、1に述べた純保険料率の修正値七七・三五％になり得ると申しましたが、この数字は七八・九〇％となるわけでありまして、この余裕分、つまりこの逆数二一・一〇％というものが余裕分になるわけでありまして、この余裕分の処理については、社会的要請を考慮し、保険料の引き下げに回さず、この際保険金額の引き上げ等給付内容の改善に振り向けることとすると、保険金額改定後の損害率、つまり純保険料収入で支払い保険金を割ったその損害率見込みは一〇四・四六％となる。ノロス・ノーベという精神は、これは一〇〇％になるということでありまして、損害率は、純保険料収入で支払い保険金を割ったものが一〇〇％になる、これが基準でございます。したがって、四・四六％はみ出しておるのであります。

が、ただし、現行保険料率中には、純保険料のほかに既契約の赤字償却分、これは三十九年二月改定時に既往の赤字を償却するために純保険料の二・五％分をのけております。したがって、これは付加されていくが、すでに赤字は償却し、四十年度契約分までに若干の黒字を生ずると見込まれるので、上記損害率の超過分を吸収する

ことができる、このように考えたわけでございます。

以上が今回保険料を据え置いたものは保険金額を引き上げることができるといふ計算の基礎を簡単に述べたものであります。

それから最後に、これは補足的にあとでちょっと追加いたしました、年度別の収入保険料と支払い保険金の実績は、先ほど第一表でお示しいたしましたけれども、これは純保険料だけの収支でございまして、これに付加保険料、この部分を別に計算をいたしましたものがあります。これも衆議院のほうに提出いたしました資料でございますが、これを年度別に計算をいたしますと、これは赤字が出ておる。と申しますのは、付加保険料の改定は制度発足以来一回しか行なわれておらない、こういう状態でございまして、つまりおくれいているということが反映されておるのであります。が、それ以上にこれは、支払事業費の収支は各保険会社の実績を合計したものであります。ところが、保険料率の計算の基礎になっております付加保険料というものは、たとえば人件費は公務員ベースに直しておる、そういった点で相当縮めていいる分がございまして、収入付加保険料をもってしては社費分はまかない得ない、これがこの表でございまして。

以上、簡単に御説明いたしました。

○木村美智男君 資料提出の立場からいま御説明を伺ったわけですが、第一番目のこの「年度別収入保険料と支払保険金の収支実績」という、三十七年度までなら何も特別出してもらわぬでも別に、衆議院に出した資料、同じものが回ってきているのですよ。さっき問題になって、どうしても聞きたいと思うのが、実は三十八年、九年なんです。だから、それがほしいから資料をくれと言ったのに、あなたのほうはそれを抜かしているでしよう。もっと突っ込んで言えば、これは先ほど述べた不確定要素があるといううなこと、これはあたりまえで、だれでも知っている常識的なことですよ。しかし、この元受け収入純保険料とい

うやつは、どんな要素があるうがなかるうが、保険の加入者数によって保険金額という、こんな数字は出てくるのですよ、こんなものは、ただ、この支払ったほうの金がちょっと少ないので、これじゃもうかつているじゃないかと言われるのがこわいものだから、そこには不確定要素をこちらに理解するのだから、そういう理由をつけて三十八年度も三十九年度も出せばいい。こんな資料の提出のしかたあります、問題にならぬ。

○説明員(田辺博通君) 実は、この表をつくるのに、三十八、九をつけ足せば、既経過保険料部分を考えて収支を出す表をつくらう、こういううが思い思っておったのであります、時間の関係でこういうことになったので、手元に資料がございまして、恐縮でございますが申し上げさせていただきます。

三十八年度の分は、既経過保険料で申しますと——と申しますのは、三十七年度までは全部既経過でございます。三十八年度の既経過保険料は百七十七億一千八百五十一万八千円、それから三十九年度の既経過純保険料は二百二十四億三千四百三十三万二千円、これは先ほど申し上げた数字でございます。この二つの数字をこの元受け収入純保険料の表に出しておりますものにさらに加えますと、その結果は八百一億一千七百五十三万八千円、これが三十九年度までの収入純保険料ということになります。

それから、支払い保険金の方は、同じく四十年三月三十一日現在でございますが、三十八年度の分が百二十億二百六十七万三千円、それから三十九年度の数字が七十五億七千四百九十四万四千円、この二年度の数字をいま提出いたしました支払い保険金の数字に足しますと、六百三十二億六百四十六万六千円、これが合計の金額になります。それで収支残を出してみますと、百六十九億一千四百四十九万二千円、これが収支残の数字になります。しかし、この百六十九億というものは、三十九年度までの契約でもってこれが完全に黒である、こういううがいに理解をされますと、

これは間違ひである。つまり、三十八年、三十九年度の契約分につきましては、なおこれ以降に支払いが続々と出てまいるものである、こういう御理解をお願いしたいと思います。

○吉田忠三郎君 四十年度は。

○説明員(田辺博通君) 四十年度の数字はまだ固まっております。

○吉田忠三郎君 推定はわかるでしょう、いま何月だと思ふ。

○説明員(田辺博通君) 四十年度の数字は、四十年度の決算が六月の末にまとまるものでありますので、そのときに明らかになると思っております。

○吉田忠三郎君 かつと固まらなくても、仮決算でわかるはずですか。

○説明員(田辺博通君) 実は四十年度の各月別の数字は、裸の数字は出ておるはずでございますが、手元にございませぬ。ただ連絡で申しまして、裸の数字でと申しますのは、既契約、未契約を含めまして元受けの全体の収入保険料は約六百億くらいではないか、はなはだラフで申しわけございませぬが、それに対して支払い保険金は二百二十億くらいに相当するのでございませぬが、これはもちろん腹づもりと申しますか、裸の金額でございます。

○木村美智男君 三枚目の「保険金額引上げに關する保険料率の算出資料」とあるものの3です、ね、「保険金額の引上げ」その一番最後ですが、一言だけお伺いしますから、質問は私の時間ではないのであとでやります。「上記損害率の超過分を吸収することができると思われる。」こう締めくくってあるわけですが、この文章全体からいくと、四十一年度は赤字になるようにちよつと考えられる、この点はどういうことなんですか。

○説明員(田辺博通君) 一〇・四・六%になる。このうち赤字償却分として積み増されておった分が二・五%あるもので、これは当然入れない。したがって、二・五%を引きますと、約二%弱というものが飛び出すというか、まだ残りがあつたわけですが、この部分は、先ほど提出し

ました資料にも、三十六年度以降黒字に転向してゐる、こういう実績がございませぬ。三十五年度までは赤字が続いておつたのでありますが、三十六年度以降黒字に転向してゐる。こういう考え方から、まだ確定的な黒字の幅がどのくらいであるかというところは、三十九年度の実績を見ないと実はわからないのでありますが、約二%弱のこの部分は当然吸収できる、こういう考えでございませぬ。つまり、四十一年度には赤字が出ないだらう、こういうぐあいに考えたわけでございます。

○木村美智男君 ものすごくございませぬという感じを受けるんです。これは私の感じですよ。そういういいかげんなものでか。

○説明員(田辺博通君) 御説明が足りないもので、ものすごくございませぬ、いいかげんだとおっしゃいますけれども、先ほどから御説明しておりましたように、この保険の性格といたしまして、最初の初年度に幾ら払う、あるいは二年度までに幾ら払うというところだけでは、この保険の成績はほんとうにわからないのであります。したがって、その未知の要素はございませぬけれども、これはやはり試行錯誤でもって、その実績がわかり次第これを修正していく。少なくともこれが保険料率算定の指針であらうかと思ひますから、そういう角度でもって現行の三十九年二月に引き上げました保険料率を計算し直してみますと、一〇・二%幾らということになりましたが、この二%部分は決して赤字になつて残るものでないだらうという推算でございませぬ。推算でございませぬから、あるいは間違ひかもしれないが、それはまたおのづと年度の推移によつてこの結果が明らかになれば、もし黒字がさらに生ずるならば、保険料率を引き下げるとか保険金額をさらに引き上げるといふ、そういうことをやっていくのがこの保険の本筋かと思ひます。

○木村美智男君 私はなぜそういうことをあなたのはりに聞かといふと、ここでひとつ再保険をする、せぬといったような問題がからんでゐるから、そういう不確定要素のもので、あなた方がそ

ういう見通し、推定という、その筋に立つて、たとえば損害率といふか、この損害率といふたようなものは、これは少なくとも、いま言われたように、過去の三十六年までの関係から見ると、二%程度出たのは、これは十分カバーできるのだ、こういうことをあなた方がここで述べられるならば、私から言わせれば、三十六年までのものを計数的にきちんと出して、そうしてそれが何%だといふその数字の上に立つて、これは一〇・四・六%という数字じゃなく、別のものをここにだして、くべきではないか。そういう五年前のものまで一応わかつておつて、そこでもって区切りをつけて計数をばじけるのに、それをばじかぬで、ここで大体推定では二%くらい出てもカバーできるだらうというところで、そういうことと出している資料がちやうどだから、どうしてもございませぬということ

を先ほど申し上げたのはそういうことです。これはあとで詳しくやりますから、いま詳しく答えなくともいい、あとで質問しますから。

○説明員(田辺博通君) 簡単にすからちよつと申し上げませぬ。

実は現在の保険料率は三十九年二月に改定したものであります。したがって、三十六年、七年、八年の保険の実績といふものは、現行の保険料率による収支実績ではないのです。したがって、現在の保険料率がこのままに推移していけば、このままに据え置けばどうなるかといふと、三十五、六年のこの収支実績だけからは出てこない。三十九年二月の改定の基礎になつたものを理論的に再計算したといふことであります。

○木村美智男君 今度はそうなる、なお疑問を保持して。そういうことであなたの方のほうであつたため料率変更をやつた後の計算として一〇・四・六%出てきたから、そのうちの二・五%はすでに償却済みだ、だから一〇・二%というのは四十一年度以降は先ほど冒頭に赤字の心配はないのかと言つたけれども、もしあなたのほうで、いま言った数字の根拠に基づいてきちんと計算してきたと言ひなら、一〇・二%といふばかなこと

はない、その数字をむしろ逆算して修正していかなければならぬ、その修正値を出すのがあたりまえじゃないか、この場合には。

○説明員(田辺博通君) これはなかなかむずかしい問題でございまして、一〇・二%になる、その二%部分は確かに、現行の保険料率をそのまま据え置いて、昭和四十一年度ベースで計算すると理論的にはそうなるのです。ところが、すでに三十六年度から実際に、昔のこれは保険料体系のもとでありますけれども、実際に黒字に転向してゐる、黒字部分が出てきてゐる、こういうことなんです。その黒字部分は財源になり得るわけでありませぬ。したがって、これを単に一〇・〇%という理論値のまま計算をいたしますと、すでにいままでに出てきた、また三十九年度分についても出てきつたある黒字は取り残される、こういうことになりませぬ。したがって、過去に、昔の赤字を償却するために純保険料率を引き上げた、そういう経緯もありませぬので、今度は昔の黒字を償却するための保険料率もあり得る、こういう長期的に見ますと結局収支がとんとんになる、こういう形に収斂するように保険料を考へておるわけでありませぬ。

○木村美智男君 午前中の私の質問のときに、三十九年度の収入と支払いはどうですかといふのに対して、収入は五百五十四億だと、支払いは七十五億ばかりだといふ話でしたね。これはこういうことなんでしょう。五百五十四億収入があるけれども、六割は国庫へいくわけでしょう。それから七十五億の支払い、そのうち六割は国庫へ入れた分からもらうわけでしょう。そうしますと、この表の第二表で元受け収入純保険料、これは収入のうちから六割国庫へ納めた残りの金額でしょう。だから三十九年度は、追加の説明で二百二十四億といふおつしやつたですね。そうでしょう。

○説明員(田辺博通君) 違います。第二表の元受け収入純保険料は、これは再保険部分も含めまして元受けのその純保険料であります。そのうちから六割が国庫再保のために回るわけございませぬ。

す。それから、先ほどの三十九年度の数字は、グロスには五百五十四億でございますが、収支実績ということになりまると、既経過保険料をとつておる。既経過保険料が二百二十四億でございます。そういうわけでございます。三十七年度の数字までは、全部既経過部分である。三十八年度は、参考のため申ししますと、元受けのグロスは百八十八億何がしてございまして、既経過部分は百七十七億、これはほとんど既経過部分でございます。三十九年度になりまると、五百五十四億のうち二百二十四億は既経過部分である、こういう数字であります。

○木村睦男君 そうしますと、既経過部分ではあつても、そこは含めておるわけですね、六割を。

○説明員(田辺博通君) そうです。

○木村睦男君 含めておるわけですか。

それからもう一点、第一表の保険料率算定の会のこの名簿のことですが、私が聞いたのは、料率の算定じゃなくて、損害額の算定の機関がどうなつておるのかというのを聞いて、そうしてそれに見合う資料としてこれを出したのなんだらうかと思つたけれども、これは料率の算定の機関の役員ですね。それで、いまの現状はどうなんですか。損害額の算定も、自家保障の場合は、損害額をいゆる加害者側に立つ会社がやるから不公平があり問題があるというその話の対照の面において、それじゃ保険会社の場合に、損害賠償は一体保険会社側がやるのかやらのことということが当然問題になつてくる。そこで、損害額の算定はどういう機関でどういう構成でやつておるのかというのを聞いたのですが、この料率の算定会が即損害額の算定の機関である、こういうぐあいに考へていいわけなんですか。

○説明員(田辺博通君) 保険料率算定会は、御承知のとおり、保険の料率を算定いたしましたして、そして大蔵大臣の認可を受けておる、そういう機関でございますが、一方損害の算定、特に自賠責につきましては、おっしゃいますように、各保険会

社にまかしておいてはいかぬ、こういう考慮がございまして、この算定会の基礎資料に当然事故率、支払い金額というものを集めなければならぬので、その調査の一項目としたしまして査定事務をつけ加えておるわけでありました。したがうして、その自賠責のための査定の機関といたしましては、先ほど御答弁いたしましたのが、全国に六十五カ所の査定事務所というものがこの算定会の下部機構として設けられております。またこの本部の、算定会本部におきましても、自賠責部というものがございまして、たとえば先ほど御答弁いたしました重過失を適用すべきかというふうな重大な問題は、各地方の査定事務所にかへず、本部でもつて一々チェックをしていく。また本部では、各地方ごとに査定基準を一応きめてありますけれども、その地方ごとに実際上バランスを失つてはいかぬということで、常に相互の公平を期するための機構を持つていたわけでございます。実際の出先の機関、手足といたしましては、六十五カ所の査定事務所が査定に当たつておる、こういうわけでございます。

○木村睦男君 もう一点。そうすると、損害額の査定について、公正というか、その保険会社側のサイドに立たない第三者をもつて構成する損害額の査定機関というものが当時できなかった何か理由でもあるんですか。というのは、これはたまたま保険料率算定会、団体法によるこの会を利用したということであるし、それからこれは法律によつて保険料率の算定団体として認められておるので、損害額の査定がこの団体ではたして法律上できるかどうかという若干の疑問が私はあるものだから、そいつを聞いておるわけです。

○説明員(田辺博通君) この自賠責の査定のため、できるだけ保険会社の立場にとらわれず、公正妥協な第三者的な査定機構によることを望ましい、こういう趣旨であつて、現在の料率算定会は、各会社の立場に立つておるわけじゃございせん。別個の特殊法人として、大蔵大臣の監督を受けておる法人でございますので、その下部機

構にこの査定事務所を設けてある。したがうして、現在行なつておることは、各会社の立場にとられずに、全国の統一基準によりまして、全国の被害額を査定をいたしておる、こういう次第であります。

○木村睦男君 前半の答弁、なぜ中立のやつがで

きなかつたか。

○説明員(田辺博通君) これは別個の機関をつくるべきではないかという御趣旨の御質問かと思ひますけれども、別個の機関をつくるか、あるいは、これも別個の機関でございまして、そこでもつてやるのが最も能率的であるか、これは判断の問題かと思ひます。私どもが考えましたのは、料率算定会は、結局その支払いの実績、査定の状況というものを全部積み上げて、そして、それが今度は料率の改定の資料になつていくわけでございますので、そのためには、当然に査定のための資料というものをすぐとれる、こういう体制にしておくほうがベターである、そうして効果は同じである、こう考えましたので、わざわざ別個の機関をつくる必要はない、こういうぐあいに判断したわけでございます。

○木村睦男君 もう一つ。いや、私はね、別個の機関をつくりなさい、つくるべきだということを聞いてるんじゃないやなくて、別個であつてもなくて、保険員のない人員構成の機関というものがな

ぜ当時できなかったかと、何か理由があつたのですかというのを聞いています。

○説明員(田辺博通君) 保険色のないとおっしゃいますのは、どういうことでございませうか。

○岡三郎君 社長じゃなくて、保険会社の人じゃなくて。

○吉田忠三郎君 被害者なり加害者の代表。みんな大蔵官僚の古いやつばかりだから、このメンバーは、そういう意味のことを言つてゐるんだよ。

○説明員(田辺博通君) わかりました。理事の構成に保険業界の代表が入つてゐる機関でございまして、実際の査定の事務といふものは、これは大蔵大臣が認可をいたしまして、もちろん運輸

省とも相談をいたしまして同意を得まして、全国の統一した査定基準というものをつくつております。その査定基準に従つて適正な査定が行なわれること、これが結局究極の目的であると思ひますが、役員構成で、半分以下でございまして、半程度が保険界の人が入つておるから公正を害されるというぐあいは考へておりません。

○岩間正男君 これは私が午前中に要求した資料と違ふんですよ、あんなのは、今度は原則的なものでしょう。この三枚目の算定の基準というやつね、保険料の算出の資料、これはどう上げたとか何とかという、そうせざるを得なくなつたやうな、その基礎だけ言つてゐる。保険料率が値上げになつたでしよう。その後において、今度は保険金を余裕ができたから出していく。そのもとの数字を全部、準備とそれから全体の人数と、そういうもので全体の数字を出してください。数字がほしいんだ。こんなもので出された話にならぬ。こんなことでわれわれ検討したつて実際わかないじゃないですか。その金の総額だ、総額。それを最初に、少なくとも保険料の査定委員会では基礎資料としてちゃんとやつたわけでしょう。検討したわけでしょう。その最後にもう決定されたその基礎数字があるわけだ。それなくしてこれはきめようがないじゃないですか、保険料。ぼくはその基礎数字をあなたたちが委員会なり、あるいは大蔵省でやつたのかしれぬけれども、そのときの基礎数字があるはずだ。それを出せと言つてゐる。

○説明員(田辺博通君) たいへん恐縮でございまして、御質問の趣旨は、この文章に書いたものの裏づけになる数字という事でございませうか。

○岩間正男君 そういうこと。それを要求した、午前中私要求した。つまり、料金を改定して、保険料金を上げようとしたでしよう、今度。そのとき全体的な計算出したでしよう。

○説明員(田辺博通君) 出してあります。方法論がこれでございまして。方法論と申しますか、やり方を述べた、わかりやすく申しますか、簡単に

書いたのが……。

○岩間正男君 数字を私は要求している、数字を。

○説明員(田辺博通君) 非常に膨大なものですが……。

○岩間正男君 そんなこと言ってるけれども、数字が非常に違ってるんだよ。私あとで質問しようとしてるけれども、提案理由の説明と、それからここに出してる資料では、まるで違ってるんだよ。一体どこを基礎にしてやったかということ、これじゃ明らかになつてこない。だから、あんたたちがやったときの、これを算定するときに委員会に出した資料があるだろう。それについて今度いろいろ意見も出たろう。それで基礎数字が変更したか、あるいは原案どおりにいったか、それはわかりませんけれども、われわれ委員会はその問題をここで明らかにするというのが一番中心の問題になつてゐる。したがって、全体の数字を出してください。基礎単価だの、それをどうしたかということ。こんなものを出したつて意味がない。そうじゃないですか。

○説明員(田辺博通君) これは、おことばでございますが、御質問の趣旨は、三十九年二月に改定をしたときの基礎資料ということでございますか。それとも、今度保険金額を引き上げるについてのものでございますか。

○岩間正男君 両方出してもらいましょう。

○説明員(田辺博通君) 保険金額を引き上げるにつきましての……。

○岩間正男君 保険料を上げるものものと、今度保険金額を上げるものもの。

○説明員(田辺博通君) その骨子がここに出ておるわけでございます。たとえば……。

○岩間正男君 骨子はよくわかつてゐるんだ。そうじゃなくて、総額を予算書みたいなかつこうで出さないよ。そうでなければ話にならぬじゃないか。骨子だとか、原則だとか、肉がついていない。肉がついたのを出さない。

○衆議院議員(田邊國男君) いま御質問がありません。

すが、衆議院に出した非常に正確な資料がたくさん出ております。それと同じようなものを出してもらえば一番いいんじゃないですか。

○委員長(江藤智君) それ全部出してください。しかも、いまずぐ取り寄せてください。

○説明員(田辺博通君) 衆議院に提出いたしました資料が、三枚ほど出したこの保険料率につきましての三十九年の引き上げ保険料改定時の基礎資料がございますが、これは余部がございませんで、すぐにコピーにかけまして……。

○委員長(江藤智君) 速記をとめてください。

(午後三時三十五分速記中止)

(午後三時五十九分速記開始)

○委員長(江藤智君) 速記を始めて。

本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

昭和四十一年六月十六日印刷

昭和四十一年六月十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局